

おとくにわかたけえんじゅうよう じ こうせつめいしょ けん けいやくしょ
乙訓若竹苑重要事項説明書 兼 契約書

へいせい ねん がつ にちばん
平成30年4月1日版

ほんじゅうようじ こうせつめいしょ おとくにわかたけえん おこな しゅうろうけいぞくし えん がた
本重要事項説明書は、乙訓若竹苑が行う就労継続支援（B型）

じぎょう りょう きぼう けいやく かた たい しょうがいしや にちじょうせいかつおよ
事業の利用を希望・契約される方に対し、障害者の日常生活及び

しやかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう き
社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規

てい もと じぎょう がいよう ていきよう ないよう りょうじょう ちゆう
定に基づき、事業の概要や提供 するサービスの内容、利用上 ご注意

い
意いただきたいことを説明するものです。

1 設置・運営主体

- (1) 名称 めいしょう おとくにふくし し せつじ む くみあい
乙訓福祉施設事務組合
- (2) 所在地 しょざいち 〒617-0813 ながおかきようし い うちにし くち
長岡京市井ノ内西ノ口17-8
- (3) 電話番号 でんわばんごう 075-954-6507
- (4) FAX番号 ばんごう 075-958-1639
- (5) 代表者氏名 だいひょうしゃしめい かんり しや やすだ まもる む こう しちよう
管理者 安田 守（向日市長）
- (6) 設立年月日 せつりつねんがっぴ しょうわ ねん がつ にち
昭和49年10月23日

2 乙訓若竹苑の概要

(1) 所在地 〒617-0813 長岡京市井ノ内西ノ口17-8

(2) 電話番号 075-954-6501

(3) F A X 番号 075-954-6588

(4) メールアドレス otsufukuwakatakeen@lake.ocn.ne.jp

(5) H P アドレス http://www.otsufuku.com

(6) 管理責任者 施設長 石野 功一

(7) 開設年月日 昭和58年4月1日

事業開始日 平成19年4月1日

(8) 事業の種類 障害福祉サービス部門

(多機能型：事業所番号 2613000252)

就労継続支援（B型）事業

(9) 事業の目的

乙訓若竹苑は、利用者に対しその自立と社会経済活動への参加を

促進する観点から、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労

に必要な知識及び能力の向上を図るために必要な指導及び訓練

を行います。

3 運営方針

- (1) 乙訓若竹苑は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めます。
- (2) 乙訓若竹苑は、地域や家族との結びつきを重視し、関係市町及び指定障害福祉サービス事業を行うもの、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- (3) 乙訓若竹苑は、関係法令等を遵守し事業を実施します。

4 支援日及び支援時間

- 支援日 月曜日から金曜日(祝日を除く)
- 支援時間 午前9時から午後4時

5 休苑日

- 4月2日
- 8月13日
- 12月29日から1月3日まで

※必要があり、かつやむを得ない理由があるときは休苑の措置をとることがあります。

6 利用定員

40人

7 利用期間及び利用回数

福祉サービス受給者証に記載された支給決定の期間及び支給

量等に基づき、サービスを提供します。

8 通所方法

・各自安全に気を付けて通所してください。

・自力通所を原則としますが、身体障害等の理由により、送迎を希望さ

れる方については、乗車定員内で送迎を実施します。送迎に係る費用

については、実費とします。

9 職員体制

乙訓若竹苑は、次の職員を配置しています。

○事務部門

・施設長 1人(兼務)

・事務長 1人(兼務)

○就 労継 続支 援（B 型） 事 業

・サービ ス管 理責 任者 1 人(兼 務)

・国 の職 員配 置基 準（7.5：1）以 上の生 活支 援員、職 業指 導員

を配 置。目 標工 賃達 成指 導員も若 干名配 置。

10 支 援内 容

(1) 基 本 事 業

ア 就 労の機 会を提 供し ます。

イ 生 産活 動の機 会を提 供し ます。

ウ 就 労に必 要な知 識及 び能 力向 上のため に必 要な訓 練等 を提 供し ます。

エ 職 場実 習の 実施、受 入先 の確 保に努 めま す。

オ 一 般就 労を希 望する 方は、し ょうが い者就 労・生 活支 援セン ターの 支 援を 受けて いた だくこ とがで きま す。

カ 一 定期 間以 上利 用しな い利 用者 に対 しては、 訪 問支 援を行 いま す。

(2) 食 事 の 提 供

給 食 委 員 会 を 定 期 的 に 開 催 し ます。

(3) 工賃の支給

事業収入から必要経費を引いた金額を工賃支給要綱に従って

毎月現金で支払います。

(4) 健康管理

ア 健康診断（嘱託医/年2回）

イ 保健衛生講話（嘱託医/年2回）

ウ 胸部X線検査（嘱託医/年1回）

エ 歯科検診（派遣歯科医師/年1回）

オ 口腔ケア（歯科衛生士/不定期）

(5) 余暇活動

作業に支障のない範囲で、余暇活動を行います。

11 費用及びその額

・乙訓若竹苑が提供したサービスに対し、利用料（以下「利用者負担

額」という）をお支払ください。利用者負担額は、利用者本人の所

得に応じて市町が定める負担上限月額範囲内となります。

利用者負担額を除く費用は、市長からサービスに係る費用（以下「サービス費用」という）として給付されます。

- 乙訓若竹苑がサービス費用を市町に請求（法定代理受領）しますが、

乙訓若竹苑が、市町から法定代理受領する金額については、

「利用者負担額請求書兼訓練等給付費市町請求額通知書」をご覧ください。

また、市町からサービス費用を受領した後、「サービス

費用に係る受領通知書」をお渡しします。）

- 利用者負担上限額見込みの方で、上限額を超えた場合、関係市長に

償還の手続きを行ってください。

（手続きには、乙訓若竹苑が交付する領収書が必要です。）

- トライアル雇用期間及び就労に関わる訓練期間中は、施設外支援

として利用料をいただきます。

- 欠席が5日以上連続して続いた後に家庭訪問を行う場合、1か月に

2回を限度に利用料をいただきます。

- 欠席によりサービスの利用が為されなかった際、訪問または電話等

による相談や支援が行われた場合、1か月に4回を限度に利用料をいただきます。

- 3か月以上利用料の滞納がある場合、いったん契約を解除させていただきます。
- 食費は、1食につき590円いただきます。所得に応じて減免措置があり、対象の方は1食250円となります。
- 送迎を利用される方の送迎費は、1日200円とします。
- 余暇活動にかかる交通費等の必要な費用は、全額自己負担となります。
- その他、乙訓若竹苑における活動において、利用者が負担することが適当と認められるものについては、実費をいただきます。

12 利用者負担金のお支払い方法

- 利用者負担額は1か月毎に計算し請求しますので、請求月末日までにお支払いください。原則として、ゆうちょ銀行口座からの自動引き落としをお願いしています。
 - 利用開始時に「自動払込利用申込書」を提出していただきます。
- 引き落とし日は毎月25日です。引き落としできなかった場合は、月の末日の引き落としとなります。

13 給食サービスについて

- 利用者^{りようしや}の身体状^{しんたいじようきよう}況^しや嗜好^{はいりよ}に配慮^{しよくじ}した食^{ていきよう}事を提^{ていきよう}供^{ていきよう}します。
- 食^{しよくどう}堂^おで落ち着^ついた食^{しよくじ}事が摂^とれるように配^{はいりよ}慮^はします。
- 食^{しよくじ}事^じ時間^{じかん}は正^{しょうご}午^ごから午後^ご1時^じです。

14 サービス提^{ていきようじ}供^じ時^じにおける若^{わか}竹^{たけ}苑^{えん}の義^ぎ務^む

- サービス管理^{かんりせきにんしや}責任^り者は、利用者^{りようしや}に対するアセスメント^{たい}、個別^こ支援^{べつし}計画^{えんけいかく}の作成^{さくせい}、定期的^{ていきてき}なモニタリング^{じつし}を実施^{じつし}します。
- 中^{ちゆうどく}毒^たその他の疾^{しつべい}病^{しようが}、傷^じ害^こ等^{はつせい}の事故^{ばあい}が発^{すみ}生^{しゆじ}した場合は速^{すみ}やか^{しゆじ}に主治^{しゆじ}医^いへの連絡^{れんらく}を行^{おこな}うものとし、主治^{しゆじ}医^いへの連絡^{れんらく}が困^{こん}難^{なん}な場合は、済^{さい}生^{せい}会^{かい}京^{きやう}都^と府^ふ病^{びやういん}院^{とう}等^{とう}への緊急^{きんきゆう}搬^{はん}送^{そう}措^そ置^ち等^{とう}を講^{かう}じま^すす。
- 非常^{ひじよう}災^{さい}害^{がい}に対する具^ぐ体^{たい}的^{てき}計^{けい}画^{かく}を策^{さく}定^{てい}する^{てい}ると^{てい}も^{てい}に、非常^{ひじよう}災^{さい}害^{がい}に備^{そな}え^える^えた^えめ^えに法^{ほう}定^{てい}の避^ひ難^{なん}誘^{ゆう}導^{どう}、そ^その^た他^ひ必^{ひつ}要^{よう}な訓^{くん}練^{れん}を行^{おこな}い^ます。
- 職^{しよくいん}員^ぎは、業^{じよう}務^む上^じ知^えり得^りた利^り用^り者^{りようしや}の個^こ人^{じん}情^{じようほう}報^{ほう}につ^ついて^{てい}は、正^{せい}当^{とう}な理由^{りゆう}無^なく第^{だい}三^{さん}者^{しや}に伝^{でん}達^{たつ}しま^せん。この守^{しゆ}秘^ひ義^ぎ務^むは、本^{ほん}契^{けい}約^{やく}が終^{しゆう}了^{りよう}した後^{あと}も継^{けい}続^{ぞく}して遵^{じゆん}守^{しゆ}しま^す。な^なお、他^たの関^{かん}連^{れん}諸^{しよ}機^き関^{かん}に利^り用^り者^{りようしや}の情^{じようほう}報^{ほう}を提^{ていきよう}供^じする^{さい}際^{さい}は、あ^あら^りか^りじ^じめ利^り用^り者^{りようしや}(又^{また}はご家^か族^{ぞく})に同^{どう}意^いを得^えるものとし^しま^すす。

15 傷^{しよ}害^{うが}見^み舞^{まい}金^{きん}制^{せい}度^どにつ^ついて (利^り用^り者^{りようしや}本^{ほん}人^{にん}のけ^が等^{など}の場^ば合^{あい})

活動中^{かつどうちゆう}の思いがけない^{おも}事故^{じこ}に備^{そな}えて、お見舞^{みま}い金^{きん}として福祉施設^{ふくししせつ}

対象^{たいしやう}の任意^{にんい}保険^{ほけん}「まごころワイド(利用者傷^{りやうしやしやうがい}害^{みまい}見舞^{きん}金^ほ補償^{しやう}制度^{せいど})」

に加入^{かにゆう}しています。年間掛金^{ねんかんかけきん}200円^{えん}をご負担^{ふたん}いただきます。

ただし、これは事故^{じこ}にかかる医療^{いりやう}費^ひ等^{とう}を補償^{ほしやう}するものではありませんので、その点^{てん}にご留意^{りゆうい}のうえ、各自^{かくじ}で医療^{いりやう}保険^{ほけん}などに加入^{かにゆう}することを検討^{けんとう}してください。

16 損害賠償^{そんがいばいしやう}について

利用者^{りやうしや}は、故意^{こい}又は過失^{かじつ}により他の利用者^た、乙訓若竹苑^{りやうしや}の職員^{おとくにわかたけえん}および来訪者^{しやくいん}、乙訓若竹苑^{らいうしや}の設備^{おとくにわかたけえん}・器具^{せつび}等^{きぐ}等^{など}に対して^{たい}人的^{じんてき}・物的^{ぶつてき}損害^{そんがい}を生^{しやう}じさせた場合^{ばあい}に、生^{しやう}じた損害^{そんがい}について賠償^{ばいしやう}する責任^{せきにん}を負^おっていただくことがあります。

17 賠償責任^{ばいしやうせきにん}保険^{ほけん}について

(利用者^{りやうしや}が他者^{たしや}に怪我^{けが}を負^おわせたり、物^{もの}を壊^{こわ}してしまった等^{など}の場合^{ばあい})

乙訓若竹苑^{おとくにわかたけえん}では、施設賠償^{しせつばいしやう}責任^{せきにん}保険^{ほけん}に加入^{かにゆう}していますが、これは利用者^{りやうしや}が故意^{こい}または過失^{かじつ}により、施設^{しせつ}の備品^{びひん}や第三者^{だいさんしや}の財物^{ざいぶつ}に損害^{そんがい}を与^{あた}えた場合^{ばあい}に補償^{ほしやう}されるものではありません。このような場合^{ばあい}に備^{そな}え

て、各自で個人賠償責任保険にご加入下さい。保険についてご不明な点がありましたら、乙訓若竹苑までご相談ください。

18 個人情報を含む書類等のお渡しについて

利用料請求書や領収書等、利用者の名前や利用内容等の個人情報を含む書類等のお渡しについては、原則として利用者本人にお持ち帰りいただきます。もし、不安がある場合は乙訓若竹苑までご相談ください。

19 利用にあたっての留意事項

- ・無断外出、飲酒、火遊び等危険行為、暴力行為、物隠しなど嫌がらせ行為は禁止します。
- ・男女交際はお互いの人格を尊重し、マナーを守って下さい。
- ・お金や貴重品は、各自の責任で管理して下さい。苑ではお預かりいたしません。
- ・利用者どうしの金銭の貸し借り等は禁止いたします。
- ・個人用ロッカーは、必ず鍵をかけてください。
- ・故意又は過失により器物をこわした場合は、同等品の返却もしくは相当額を請求する場合があります。

- ・その他施設長の指示に従ってください。

20 乙訓若竹苑からの契約解除

(1) 以下につき、職員会議等を経た適切な制止や注意等の支援を重ねて

も従って頂けない場合、やむを得ず契約を解除することがあります。

ア 他の利用者又は職員以外の者に対して、他害行為を行った場合。

イ 職員に対して複数回にわたる他害行為を行い、当該他害行為が常態化した場合。

ウ 他の利用者又は乙訓若竹苑の設備・器具等に対し破損行為を行い、かつ当該破損行為が常態化した場合。

エ 窃盗等の触法行為を行い、かつ当該触法行為が常態化した場合。

オ 人に危害を加えたり、物損を損傷するおそれのある危険物（カミソリ・ライター等）を持ち込み、それらを用いて他の利用者・職員または職員以外の者もしくは乙訓若竹苑の設備・器具等に対して損害を生じさせた場合。

カ 上記の19利用にあたっての留意事項において、著しく集

団生活の秩序を乱す行為があった場合。

(2) 以下のような状況になった場合、やむを得ず契約を解除すること
があります。

ア 理由なく欠席が長期にわたり、乙訓若竹苑を利用する意思がな
いものと見なされる場合。

イ 心身の状態が変化し、乙訓若竹苑 就労継続支援（B型）事業の
サービス内容に適合しなくなった場合。

21 苦情解決体制について

(1) 担当者

・ 苦情解決責任者 石野 功一(施設長)

・ 苦情受付担当者 織田 真美(係長)

・ 苦情受付時間 毎週 月曜日から金曜日(祝日を除く)

午前9時から午後5時

(2) 第三者委員

舟木 浩 (つくし法律事務所 弁護士 TEL:075-241-2244)

(3) 京都府社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会

・ 所在地 〒604-0874

きょうと し なかぎょうく たけや ちようどおりからすま ひがしはい しみ ずちよう
京 都市中京 区竹屋町 通鳥 丸東 入ル清水町 375

きょうとふそうごうしやかいふくしかいかん きょうと かい
京都府総合社会福社会館(ハートピア京都)5階

- ^{でんわばんごう}電話番号 075-252-2152
- ^{ばんごう}FAX番号 075-212-2450
- ^{うけつけじかん}受付時間 ^{ごぜん じ ふん}午前8時45分 ^{ごご じ}から午後5時

乙 訓 若 竹 苑
平成29年4月1日版

きしやうけいほうはつれいとう りんじきゆうえん とりあつかい 気象警報発令等による臨時休苑の取扱について

けいほう しゆるい
警報の種類

ぼうふうけいほう とくべつけいほう
暴風警報、特別警報

はつれいちいき
発令地域

むこうし ながおかきやうし おおやまざきやう
向日市、長岡京市、大山崎町

- 1 ごぜん じじてん はつれい ばあい げんそく ごぜんちゆう きゆうえん
午前7時時点で発令された場合は原則、午前中を休苑といたしますので
じたく たいき くだ
自宅で待機して下さい。
- 2 ごぜん じ かいじよ ばあい ごご じ かいえん
午前10時までに解除された場合は午後1時から開苑いたしますので、
ちゆうしよく とうえん ください きゆうしよく
昼食をすませてから登苑して下さい。（給食はありません）
そうげいりやう かた じかん つうじやう じかん ぶん おく かたち そうげい かいし
送迎利用の方は時間を通常から3時間30分遅らせた形で送迎を開始し
ますので、じゅんび くだ
準備しておいて下さい。
- 3 ごぜん じ す かいじよ ばあい ごご きゆうえん
午前10時を過ぎても解除されていない場合は午後も休苑とします。
- 4 じやうき けいほう で じ こ さいがいとう お かのうせい ばあい
上記の警報が出ていなくても、事故、災害等の起こる可能性がある場合
じたく たいき など そち
は自宅待機等の措置をとることがあります。
- 5 かいえんちゆう けいほう はつれい ばあい げんそく しえん じかん しゆうりやう えん たいき
開苑中に警報が発令された場合は原則、支援時間終了まで苑で待機して
いただきますが、しえん じかん しゆうりやう じ かいじよ ばあい きたく
いですが、支援時間終了時においても解除されていない場合は、帰宅
ほうほう かとく そうだん
方法についてご家族と相談させていただきます。
- 6 かいえんちゆう ちゆういほう けいほう へんこう かのうせい たか ばあい ちゆういほう
開苑中に注意報から警報に変更される可能性が高い場合には、注意報の
だんかい きたく そち
段階で帰宅の措置をとることがあります。
- 7 おおゆきけいほうなど た けいほう ちゆういほう で ばあい けんいき じやうきやう
大雪警報等、その他の警報・注意報が出た場合においても、圏域の状況
など み ほんだん きゆうえん じたく たいき そうき きたく とう そち と
等を見ながら判断し、休苑や自宅待機、早期帰宅等の措置を取ることがあ
ります。

じょうき きゅうえん じたくたいきなど ばあい かなら わかたけえん たんとしやくいん
上記による休苑や自宅待機等の場合は必ず若竹苑(担当職員)から

きんきゅうでんわ ばんごう
緊急電話の番号について

でいでん だいき ぼさいがいとう わかたけえん でんわ ばあい ゆうせんてき
停電や大規模災害等で若竹苑の電話がつながりにくい場合、優先的につながります。

きんきゅうじ りようくだ
緊急時のみご利用下さい。

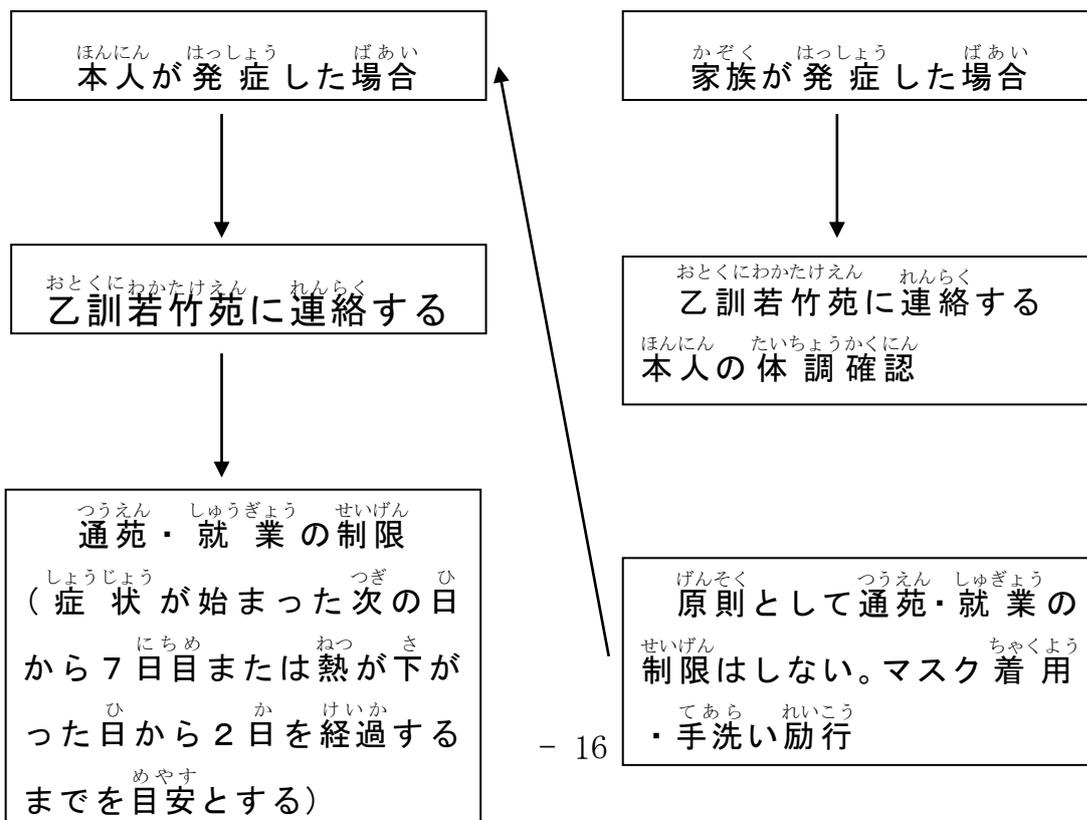
075-954-6507

おとくにふくししせつじ ぐくみあい そうむか
(乙訓福祉施設事務組合の総務課につながります)

でんわれんらく れんらく と きょうりよく ねが
電話連絡しますので連絡が取れるようご協力をお願いいたします。

おとくにわかたけえん
乙訓若竹苑
へいせい ねん がつ にちばん
平成28年12月1日版

ほんにん かぞく りかんじ たいおう
本人または家族のインフルエンザ罹患時における対応



へいせい ねん がつ にちばん
平成28年12月1日版

おとくにわかたけえん かくじぎょう りようしゃ かぞく みなさま
乙訓若竹苑 各事業の利用者およびご家族の皆様

おと くに わか たけ えん
乙 訓 若 竹 苑
しせつちょう いしの こういち
施設長 石野 功一
こういんしょうりやく
(公印省略)

こじんじょうほう ふく しよるいなど りようしゃ ほんにんさま わた し
個人情報を含む書類等の利用者ご本人様へのお渡しについて(お知らせ)

じ か
時下ますますご清祥のこととぞんじます。

へいそ わかたけえん かくじぎょう うんえい りかい きょうりよく まこと
平素は若竹苑の各事業の運営にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
ございます。

おとくにわかたけえん じゅうらい おとくにわかたけえんりようしゃ なまえ りようないようなど こじん
さて乙訓若竹苑では、従来より乙訓若竹苑利用者の名前や利用内容等の個人
じょうほう ふく か き しよるいなど りようしゃさまあて ほんにんさま かい
情報を含む下記の書類等について、利用者様宛のものはご本人様を介して、ご
じたく も かせ
自宅にお持ち帰りいただいております。

とりあつか じゅうぶんちゆうい じたく とど ほうほう
その取扱いについては充分注意をしておりますが、ご自宅にお届けする方法
につましましては、こんご どうよう かんが
につきましては、今後も同様になりたいと考えております。

しよるいなど わた かん かぞくさま ほう ふあん ばあい たんとう
ただし書類等のお渡しに関して、ご家族様の方で不安がある場合は担当の
しよくいん そうだんくだ
職員にご相談下さい。

記

- 1 りようりょうせいきゅうしょ まいつき か ごろ
利用料請求書 (毎月20日頃)
- 2 だいにじゅりょうしょ まいつきすえごろ
代理受領書 (毎月末頃)
- 3 こうちんおよ こうちんめいさいしょ まいつき にち
工賃及び工賃明細書 (毎月21日)
- 4 こべつしえんけいかくしよ けいぞく せいかつかいご ねん かい ちいきかつどう ねん かい
個別支援計画書 (継続・生活介護 年2回、地域活動 年1回)
- 5 どうりょうけいかくしよ あん ふく げんそくねん かい
サービス等利用計画書 (案を含む) (原則年1回)
- 6 ほうこくしよ つき
モニタリング報告書 (モニタリング月)
- 7 じゅきゅうしゃしよ こうしん じ
受給者証 (更新時)
- 8 げんきんのうふとう たい りようしゅうしよ つ ど
現金納付等に対する領収証 (その都度)
- 9 た てちょうなどこじんじょうほう かせ
その他 (手帳等個人情報に関わるもの、その都度)

けいやく じょうきないよう ごうい かくにん しよ ほんしよ つう さくせい
契約にあたり、上記内容の合意・確認を証するため、本書2通を作成し、

りようしゃおよ おとくにわかたけえん しよめい なつていん つう ほゆう ほかん
利用者及び乙訓若竹苑が署名・捺印のうえ、1通ずつ保有・保管するもの
とします。

ほんしよ けいやくゆうこうきかん い か とお
なお、本書の契約有効期間は以下の通りです。

へいせい ねん がつ にち へいせい ねん がつ にち
平成 30年 4月 1日から平成 31年 3月 31日まで。

おとくにわかたけえん しゅうろうけいぞくしえん かた じぎょう ていきようかいし さい
乙訓若竹苑は、就 労継続支援（B型）事業のサービス提供開始に際

し、別紙「重要事項説明書」に基づき、重要事項の説明を行いました。
た。

おとくにわかたけえん
乙訓若竹苑

しゅうろうけいぞくしえん かた じぎょう
就 労継続支援（B型）事業

しよく しゅさ
職 主査

しめい くわはら まなぶ
氏名 桑原 学 ㊞

わたし じようき もの じゅうようじこう せつめい う おとくにわかたけえん しゅうろうけいぞく
私は、上記の者から重要事項の説明を受け、乙訓若竹苑・就 労継続

しえん がた じぎょう りよう どうい けいやく
支援（B型）事業のサービス利用に同意し、契約します。

なお、わたし へのよりよい支援のために、けいやく ゆうこうき かんちゆう かぎ
私 へのよりよい支援のために、契約の有効期間中に限り、サ

たんとうしやかいぎ どう わたし こじんじようほう もち どうい
サービス担当者会議等において私の個人情報を用いることに同意します。

りようしやじゅうしょ
利用者住所

しめい
氏名 ㊞

だいにんりようしやかんけい
代理人(利用者との関係：)

だいにんじゆうしよ
代理人住所

しめい
氏名

印

へいせいねんがつにち
平成 年 月 日